

平成27年11月30日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより平成27年12月橋本市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中本正人君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

○議長（中本正人君）この際、諸般の報告をいたします。

市長から、平成27年11月20日付、橋総第421号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案34件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、監査委員から、平成27年11月27日付、橋監委第55号をもって、例月出納検査報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、議会事務局から、平成27年8月31日から11月29日までの議会関係行事報告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において1番 松浦君、

5番 坂口君の2人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（中本正人君）日程第2 会期決定について を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 議案第1号 平成27年度橋本市一般会計補正予算（第5号）について から、日程第36 議案第34号 調停についての34件

○議長（中本正人君）日程第3 議案第1号 平成27年度橋本市一般会計補正予算（第5号）について から、日程第36 議案第34号 調停について までの34件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。

平成27年12月市議会定例会の提出議案の説明に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまには大変お忙しい中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。早いもので、今年もあと一月を残すばかりとなり、め

つきり寒くなって冬の訪れを感じる季節となりました。

本日より12月18日までの19日間にわたりまして、ご審議並びにご協議をいただくわけでございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本年4月、経済部に、はしもとブランド推進室を設置し、はしもとブランドの創出に力を注いでまいりましたが、全国の中小企業が有する技術、製品などと本市が持つすぐれた地域資源とを組み合わせた新商品の第1号として、11月1日から、柿染ウォーマーの販売を開始しました。

地域産品の認知度向上と地域産業の振興を図る、+（プラス）はしもとPROJECT事業に認定し、業務提携した事業者が持つ健康グッズを橋本産の柿の皮や葉から抽出した天然色素で染めた生地で包み込んだウォーマーです。この商品が橋本の代名詞となり全国に浸透するよう、販路開拓・拡大に努めてまいります。また、現在、第2号、第3号の商品開発に取り組んでおり、商品ができ上がりましたらご報告をさせていただきます。

次に、11月3日、橋本市文化顕彰式が教育文化会館で行われました。文化賞に1名、文化奨励賞に1名と2団体が選ばれました。平成18年度の新市誕生後、29名及び13団体が表彰されたこととなります。

また、市政功労者表彰式も11月5日、同じく教育文化会館で行われました。本年度は、社会福祉、教育文化、治安の各分野で、6名の方々が表彰させていただきました。これにより、平成18年度の新市誕生後、66名の方々が表彰されたこととなります。

受賞されました方には、改めてお祝いを申し上げますとともに、今後も市民の模範としてのご活躍を期待します。

次に、企業誘致についてですが、紀北エコ

ヒルズに、東大阪市に事業本部を置く、日本遠隔制御株式会社が工場を新設することになり、11月17日、和歌山県庁で進出協定を締結してまいりました。

この会社は、電子制御機器やラジオコントロール装置などを開発・製造しており、主力商品であるラジコンヘリコプターは、国内外の多くの愛好家から支持されているトップブランドであります。

近年伸びている産業向けや新分野向けの需に対応するため、本市に工場を新設し生産能力を増強することとなりました。

今回の進出により、本市は31社の誘致に成功したことになり、既に24社が操業を開始しております。

次に、世界遺産の追加登録をめざしている高野参詣道黒河道が、10月7日、国史跡に指定されました。これを記念し、国史跡指定記念シンポジウムを12月6日、橋本市民会館で開催いたします。記念講演には、MBSアナウンサーの河田直也氏を招き、番組企画で歩かれた黒河道について語っていただきます。また、基調講演に高野山大学名誉教授の村上保壽氏から、「高野参詣道について」を演題にご講演いただきます。「高野参詣道の歴史と現状及び今後の課題について」と題したパネルディスカッションも行います。議員各位におかれましては、ぜひご出席をいただきますようお願いいたします。

最後に、財政健全化計画についてでございますが、本市の財政状況及び今後の見通しにつきましては、10月23日の全員協議会において、ご説明させていただきましたとおり、非常に厳しい状況となっております。この難局を乗り越えるために、人件費の削減をはじめ、各事業の必要性、効果などを再検証し、物件費、普通建設事業、補助費など、歳出全般にわたる削減策を盛り込んだ財政健全化計画を

取りまとめました。

今議会において、ご説明させていただくわけですが、今後は、この計画を財政運営の指針として財政再建に向け確実に実行してまいりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

それでは、12月市議会定例会に提案する議案につきましてご説明申し上げます。

今議会には、平成27年度橋本市一般会計・特別会計・企業会計の各補正予算案件が11件、条例関係が21件、その他の案件として指定管理者の指定が1件、調停が1件、合計34件を提案させていただきます。

議案第1号から議案第11号までは、一般会計、特別会計、企業会計の補正予算でございます。

まず、議案第1号は、平成27年度一般会計補正予算（第5号）でございます。

一般会計の補正総額として、4億324万7,000円でございます。

次に、一般会計補正予算の歳出の主なものをご説明申し上げますと、各歳出科目において、職員給与につきましては、人事異動による各科目の調整、退職者の増加による退職手当の増額などを計上したほか、職員給与以外では、総務費のまちづくり推進に要する経費では、文化勲章受章者である本市名誉市民岡潔氏の顕彰事業の財源確保のため、インターネット等を通じて400万円を目標に資金提供を募集する、ガバメントクラウドファンディングを実施することとしており、その経費としてお礼の記念品代、手数料等、63万3,000円と、これら必要経費を除いた336万7,000円を岡潔顕彰基金へ積み立てる予算を計上するもので、合わせて寄附金として400万円の歳入予算を計上いたしました。また、新婚世帯住宅補助金が、当初の予算額1,220万円を上回る見込みから、900万円の増額補正を計上いたし

ました。

次に、民生費のこども園管理運営に要する経費及び保育所管理運営に要する経費では、今年度からスタートした子ども・子育て支援制度により、保育士の処遇改善など、指定管理者に支払う保育単価等の増に伴い、指定管理委託料8,946万7,000円の増額補正を計上いたしました。

次に、農林水産業費の販路開拓・販売促進事業に要する経費では、地方創生先行型の補助を受け、他自治体との連携等による販路拡大・販売促進などのパートナーシップ事業や食を通じたブランドの構築事業の費用として、170万円を計上いたしました。

次に、商工費のブランドアドバイザー事業に要する経費では、地方創生先行型の補助を受け、地域製品の販路拡大に積極的に取り組む生産者、中小事業者を対象としたセミナー及び個別相談、指導等を行うアドバイザー事業を実施する費用として、99万8,000円を計上いたしました。

次に、債務負担行為の設定の主なものがありますが、まず、通学バス等運行管理委託につきましては、西部中学校・学文路中学校・橋本中学校の統合に伴い、橋本中央中学校へ通う遠方の生徒が来年度から利用する通学バスの運行について、今年度中に委託契約を締結するため、債務負担行為を設定するもので、移動図書館のバス運行管理についても、今年度中に委託契約を締結することから、通学バスと同一契約のほうが財政的に有利なため、合わせて限度額800万円、平成27年度から平成28年度を期間とする債務負担行為を設定するものでございます。

次に、山田地区公民館駐車場等整備工事につきましては、山田地区公民館が完成後、その駐車場を早期に確保いたしたく、今年度中に西部地区公民館の解体・駐車場整備工事に

着手するため、限度額2,850万円、平成27年度から平成28年度を期間とする債務負担行為を設定するものでございます。

次に、市民プール改修工事につきましては、流水プール及び幼児プールのプールサイドシートの経年劣化に伴う改修工事を、来年度のオープンまでに完了いたしたく、今年度に工事契約をする限度額3,000万円、平成27年度から平成28年度を期間とする債務負担行為を設定するものでございます。

以上が、一般会計の歳出の主なものでございます。

続きまして、議案第2号から議案第11号までは、特別会計、企業会計の補正予算でございます。

主なものをご説明させていただきますと、議案第2号の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、医療費の増加に伴う各給付費の増額など、1億9,292万9,000円を補正するものでございます。

議案第4号の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、平成26年度消費税及び地方消費税の確定等に伴い、875万円を補正するものでございます。

議案第5号の墓園事業特別会計補正予算（第1号）では、墓園使用料の返還金178万5,000円、墓園用地内法面崩落による落石防護柵設置のための簡易測量費33万2,000円など、519万6,000円を補正するものでございます。

議案第6号の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）では、平成26年度消費税及び地方消費税の確定等に伴い、143万8,000円を補正するものでございます。

議案第8号の介護保険特別会計補正予算（第3号）では、前年度繰越金から給付費返還金などを控除した残額の介護給付費準備基金への積立金など8,138万1,000円を補正するものでございます。

議案第9号の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、療養給付費負担金の過年度精算などによる後期高齢者医療広域連合納付金など、5,365万5,000円を補正するものでございます。

次に、企業会計ですが、議案第10号の水道事業会計補正予算（第2号）の収益的支出では、水道事業会計収益的支出として、人件費や係争事件の判決に伴う特別損失など、1,605万5,000円を補正するものでございます。

次に、議案第11号の病院事業会計補正予算（第2号）の収益的支出では、病院ヘリポートの塗装修繕394万2,000円、国際看護師あっせん業務や病院スタッフサポート業務委託料2,657万2,000円、看護師派遣手数料等2,251万6,000円など、6,075万4,000円の補正を計上し、合わせて特別損失として固定資産除却損218万3,000円を計上するものでございます。

また、債務負担行為として、病院スタッフサポート業務について、6億円を限度額として平成28年度から平成30年度までの期間を設定するなど、合わせて4件の債務負担行為を計上するものでございます。

以上が、12月市議会定例会に提案いたします各会計補正予算案の概要でございます。

次に、議案第12号は、橋本市債権管理条例についてでございます。

これは、市の債権管理のさらなる適正化を図り、公正かつ公平な徴収を確保するため、市の債権管理に関する事務処理基準を新たに定めるものでございます。

議案第13号は、橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例についてでございます。

これは、地方再生法が改正され、地方創生に基づく本社機能の移転・拡充を促進するため、税制上の支援措置等が規定されたことを受け、本市においても企業誘致を積極的に行

うための税優遇措置として、本条例を定めるものでございます。

議案第14号は、橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例についてでございます。

これは、現在使用料を免除している社会教育関係団体及びサークル等から文教施設維持管理協力を徴収するため、本条例を定めるものでございます。

議案第15号は、橋本市立文教施設基金条例についてでございます。

これは、先ほど説明いたしました議案第14号の橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例に基づき徴収した協力を積み立てるための基金を設置することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第16号は、橋本市歴史的景観保全条例についてでございます。

これは、市の歴史的景観の保全を図るため、行為の許可等について必要な事項を定めるものでございます。

議案第17号から議案第22号までは、いずれも、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第17号の橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例についてでございますが、これは個人番号の利用及び特定個人情報提供に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第18号の橋本市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは、介護保険料の徴収猶予及び減免の申請書に、新たに個人番号の記載欄を設けることから、所要の改正を行うものでございます。

議案第19号の橋本市住民基本台帳カードの

利用に関する条例を廃止する条例についてから、議案第21号の橋本市手数料条例の一部を改正する条例についてまでは、関連する議案ですので、一括して説明をいたします。

これらは、平成27年12月末をもって住民基本台帳カードの交付が終了し、平成28年1月から個人番号カードの利用が開始されることに伴い、従来の自動交付機に加え、新たに多機能端末機を利用できるようになることから、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第22号の橋本市税条例等の一部を改正する条例についてでございますが、これは、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、橋本市税条例等の一部を改正する条例に所要の改正を加えるものでございます。

議案第23号の橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について、議案第24号の橋本市立保育所条例の一部を改正する条例については、いずれも、橋本こども園の位置を新園舎の位置に変更するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第25号の橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第26号の橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも、山田地区公民館が新築されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第27号は、橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、名古屋児童館ちびっこ広場及び名古屋ちびっこ広場を廃止するとともに、児童遊園の目的外利用を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第28号は、橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、有料駐輪場であります橋本林間田園都市駅前駐輪場の供用時間等を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第29号は、橋本市自転車等の放置防止条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、災害時の放置自転車等の撤去に関し、放置禁止区域外において可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第30号は、橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律及び、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、退職手当の調整額等に関し、国に準じた改正を行うものでございます。

議案第31号は、橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第32号は、橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法が改正されたことに伴い、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める施行期日を、平成29年1月1日から平成28年1月1日に変更するものでございます。

議案第33号は、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

これは、橋本市運動公園の指定管理者とし

て、公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号は、調停についてでございます。

これは、平成24年8月10日付で賃貸借契約を締結し、大規模太陽光発電事業用地として賃貸しております土地で発生した苦情の解決及び権利関係の整序並びに当該事業の早期開始を求め、調停を申し立てましたが、このたび、調停条項が出され、これを受諾するのが相当であると判断しましたので、調停の成立について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案34件についてご説明を申し上げました。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中本正人君）市長の説明が終わりました。

○議長（中本正人君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明12月1日から12月6日までの6日間は議案調査等のため休会とし、12月7日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前9時57分 散会）